

(総則)

- 発注者及び受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)の委託契約に関し、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(仕様書、現場説明書及びこれらに係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下単に「仕様書」という。)に従い、法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書の内容とする業務の契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
 - 受注者は、業務を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)中履行し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 発注者は、その意図する業務を利用させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務責任者(第13条に定める業務責任者をいう。以下この項及び第12条第2項において同じ。)に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 受注者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)に定めるところによるものとする。
(指示等及び協議の書面主義)
- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下この条において「指示等」という。)は書面により行わなければならない。
- 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
 - 発注者及び受注者は、この約款のほかの条項に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
(契約の保証)
- 第3条 受注者は、高松市契約規則(昭和39年高松市規則第36号)の規定により公告その他の契約の申込みの誘因において発注者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 契約保証金の納付
 - 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
 - この契約による債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結
- 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
 - 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第41条第3項各号に規定する者による契約の解除に伴う損害についても保証するものでなければならない。
 - 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
 - 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
(契約の調査等)
- 第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して契約の履行状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。
(権利義務の譲渡等)
- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 受注者が前金払の使用によってもなお業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
(特許権等の使用)
- 第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
(個人情報の保護)
- 第7条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」及び「特別個人情報等取

扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ)

- 第8条 受注者は、業務の範囲において、高松市が定める情報セキュリティポリシー(基本方針及び対策基準。以下「情報セキュリティポリシー」という。)を遵守しなければならない。
 - 発注者は、業務遂行上の必要から、受注者に対し、情報にアクセスさせる場合、情報の種類ごとのアクセス許可を明確にし、情報セキュリティ方針を遵守したアクセス方法を明確にする。また、アクセスの監視、管理を行う。
(秘密の保持)
- 第9条 受注者及び発注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密について、別記「秘密保持特記事項」を遵守しなければならない。
(原始資料等の提供及び管理、返還)
- 第10条 発注者は、受注者から業務の遂行に必要な原始資料を無償で貸与、開示等を行い供給するものとする。
- 受注者は、発注者から提供された契約に係る原始資料その他の資料、情報等(以下この条において「原始資料等」という。)を施錠できる管理庫又は施錠、入退去管理の可能な管理室に格納する等適正に管理しなければならない。
 - 原始資料等は、本業務以外の用途に使用してはならない。
 - 受注者は、発注者から提供された原始資料等について、発注者の書面による事前の承諾がない限り、これらを複製し、又は本業務の作業場所から持ち出してはならない。
 - 業務の遂行上不要になった原始資料等があるときは、受注者は、遅延なくこれを発注者に返還し、又は発注者の指示に従い処分するものとする。
(一括再委託等の禁止)
- 第11条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。
- 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。
 - 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
(監督職員)
- 第12条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
- 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 発注者の意図する業務を履行させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示
 - この約款及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
 - 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
 - 発注者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合にあつてはそれぞれの監督職員に有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任した場合にあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
 - 発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。
(業務責任者)
- 第13条 受注者は、業務の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。
- 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、業務責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
(業務責任者等に対する措置請求)
- 第14条 発注者は、業務責任者、受注者の使用人又は第11条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係

る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受注者は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を発注者に提出し、検査を受けなければならない。

(貸与品等)

第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、仕様書に定めるところにより、履行期間の終了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第17条 受注者は、業務の内容が仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 仕様書に誤り又は脱漏があること。

(3) 仕様書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第21条 受注者は、その責めに帰すことのできない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。

3 発注者は、前項の履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合において、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の変更)

第22条 発注者は、特別の理由により履行期間を変更する必要がある

ときは、履行期間の変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更)

第23条 予測することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、業務委託料の変更を請求することができる。

(履行期間の変更方法)

第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務委託料の変更方法等)

第25条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第26条 履行期間中に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(仕様書の定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

第28条 発注者は、第17条から第22条まで又は第26条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前金払)

第29条 受注者は、仕様書で前払金の支払を約した場合においては、業務の完了前に、仕様書の定めるところにより、前払金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者から適法な請求を受けたときは、その日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、前払金をこの契約の履行に係る経費以外の支払に充当してはならない。

(業務委託料の支払)

第30条 受注者は、第15条の規定による発注者の履行確認を得た後、発注者に対して委託料の支払を請求するものとし、発注者は受注者からの適法な請求書があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(前払金等の不払に対する契約の履行の中止)

第31条 受注者は、発注者が第29条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、この契約の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者がこの契約の履行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の任意解除権)

第32条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第34条又は第35条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除できる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第33条 受注者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告す

るとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第35条第8号並びに第10号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び第35条第8号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第35条第10号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

（発注者の催告による解除権）

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 業務責任者を配置しなかったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第35条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が第5条第1項の規定に違反し、業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者が第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) 受注者がこの業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないのでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受注者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に利用料債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が第37条又は第38条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合は代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時物品の供給等に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかなを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ 再委託契約又は資材等の購入契約（以下「再委託契約等」という。）を締結する場合等において、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用してした場合（オに該当する場合を除く。）において、発注者が当該再委託契約等を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

キ この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定

に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下このク及びケにおいて「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。ケにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

コ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。）サにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

サ この契約に関し、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第36条 発注者は、第34条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第37条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第38条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条第1項の規定による業務の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第39条 第37条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第40条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の一部が完了し、かつ、可分のものであり、当該部分についてこの契約の目的を達成することができるものと認められるときにおける当該完了部分については、第30条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、「業務委託料」とあるのは「完了部分に係る業務委託料」と読み替えて、同条の規定を準用する。

2 前項の場合において、第29条の規定による前払金があったときは、同項の完了部分に対する業務委託料相当額から当該前払金の額を控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した利息を付した額を発注者に返還しなければならぬ。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第34条、第35条の規定によるときは次条第3項各号に掲げる者により行われるときは発注者が定め、第32条、第37条又は第38条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が、民法の規定に従い協議して定める。

(発注者の損害賠償請求等)

第41条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者が履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 第34条又は第35条の規定により、この契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第34条又は第35条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合で計算した額とする。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 第2項の場合(第35条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)に該当する場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第42条 受注者は、第35条第10号キからコまでのいずれかに該当するに至ったときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。
(受注者の損害賠償請求等)

第43条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に該当する場合はこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第37条又は第38条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第30条第3項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(保険)

第44条 受注者は、仕様書に基づき保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第45条 受注者がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定め

る割合で計算した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合で計算した額の延滞金を徴収する。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(合意管轄)

第46条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、発注者の本庁所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第47条 本契約に関して疑義が生じたときは、発注者、受注者信義誠実の原則に従い協議する。

(補則)

第48条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高松市（以下「発注者」という。）の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号）その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を遵守するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による事務の着手前に書面により発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

2 前項について、受注者は、在職中及び退職後においても同様であることとして作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

第7条 受注者は、発注者から個人情報を受領する場合は、発注者が指定した方法、日時及び場所で行うものとし、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 受注者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、次項の発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する方策並びに個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により発注者に申請しなければならない。

3 前項の承認を得た場合においては、受注者は発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、それを遵守するとともに、発注者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を発注者に対して報告しなければならない。

5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受注者は、個人情報を保持している間は、次に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見識性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(4) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。

(6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(7) 発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複製し、又は複製しないこと。

(8) 作業場所の変更に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。

(9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による事務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受注者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、発注者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去し又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地調査)

第15条 発注者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は実地調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。

2 発注者は、監査等を行うに当たっては、受注者に対して必要な情報の提供を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 発注者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受注者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その個人情報の漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該個人情報の漏えい等の事故の発生状況その他必要な事項を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 受注者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

別記 特定個人情報等取扱特記事項

受注者は、発注者の保有する個人番号及び特定個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項、第8項に定めるものをいい、以下総称して「特定個人情報等」という。）の保護及び管理について、以下の通り取扱うものとする。

（秘密保持義務）

第1条 受注者は、特定個人情報等の取扱いについて関係する法令及びガイドライン等を遵守するものとする。

2 受注者は、発注者から開示された特定個人情報等の秘密を保持し、この契約を履行する目的のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に開示、漏洩してはならないものとし、自己の役員及び従業員に対して本特記事項に規定する自己が負うべき義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。また、受注者は、特定個人情報等の開示のために発注者から受領した資料（電子メール等を介して取得した特定個人情報等を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という。）を善良なる管理者の注意をもって保護及び管理する義務を負うとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員及び従業員以外の者に関覧等させないものとする。なお、本項の義務は、この契約の終了にかかわらず存続するものとする。

3 前項にかかわらず、受注者が、特定個人情報等の取扱いの一部を第三者に委託する場合は、第4条の定めに従い、受注者は、発注者の特定個人情報等及び秘密資料を当該第三者に開示、提供できるものとする。

4 受注者は、発注者の承諾なしに秘密資料を複製、複製及び加工してはならないものとする。

（事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止）

第2条 受注者は、発注者の事前の承諾なく、特定個人情報等を発注者事業所又は受注者事業所から持ち出さないものとする。

（特定個人情報等の目的外利用の禁止）

第3条 受注者は、発注者から開示された特定個人情報等を、この契約を履行する目的のためにのみ限定して使用するものとし、その他の目的に使用しないものとする。

（再委託の禁止）

第4条 受注者は、特定個人情報等の取扱いの一部を第三者に再委託することを希望する場合は、書面により事前に申請し、発注者の書面による承諾を得るものとする。この場合、受注者は、本特記事項に定める対応を当該第三者に課すとともに、当該委託に伴う全責任を負うものとする。

（情報漏洩等の事案が発生した場合の受注者の責任）

第5条 受注者は、発注者から委託された業務について情報漏洩等の事案が生じ、又は生じる恐れがあると認められるときは、直ちに発注者に報告するとともに、更なる被害が生じないよう迅速かつ適切に対応するものとする。

2 受注者は、情報漏洩等により発注者に損害を与えた場合、契約解除の有無にかかわらず、この契約の定めに従うものとする。

（契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄）

第6条 受注者は、この契約が終了した時には、契約を履行する目的で受領した秘密資料を発注者に返却、又は破棄若しくは消去するものとし、また第1条第4項に基づいて作成した複製物を破棄若しくは消去するものとする。なお、秘密資料を返却、破棄若しくは消去した後も、第1条に定める秘密保持義務は、同条第2項に定める期間中、有効に存続するものとする。

（従業員に対する監督・教育）

第7条 受注者は、発注者の特定個人情報等を知ることとなる自己の役員及び従業員に、本特記事項の内容を遵守させるものとする。

（特定個人情報等に関する契約内容の遵守状況についての報告）

第8条 受注者は、発注者から要求があった場合には、特定個人情報等に関する契約内容の遵守状況について、書面により速やかに報告するものとする。

（特定個人情報等を取扱う役員及び従業員の明確化）

第9条 受注者は、発注者から要求があった場合には、特定個人情報等を取扱う役員及び従業員について、書面により速やかに報告するものとする。

（特定個人情報等の取扱いに関する実地の調査）

第10条 受注者は、発注者から合理的理由により要求があった場合には、受注者の営業時間内に、業務に支障のない範囲で、受注者の事業所に対する実地の調査を受入れるものとする。なお、当該調査に係る費用は発注者の負担とし、その他条件については発注者受注者協議の上、決定する。また、受注者は特段の事情のない限り、これを拒むことはできないものとし、受注者は発注者の調査に協力する義務を負うものとする。

（契約解除）

第11条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

（損害賠償）

第12条 受注者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

（協議事項）

第13条 本特記事項に関して疑義が生じたときは、発注者及び受注者は、信義誠実の原則に従い協議する。

別記 秘密保持特記事項

(秘密情報)

第1条本契約における「秘密情報」とは、発注者から受注者に又は受注者から発注者に開示した、本契約の履行に当たって必要となる情報のうち、技術上又は営業上の情報であって、開示の際に秘密又は取扱注意である明示をしたもの及び口頭・視覚的方法その他無形の方法による開示の場合開示後10日以内に当該情報の内容を記載した書面（電子メールを含む。）を開示した者が相手方に交付したもの、情報の内容からして、その性質上、第三者への公開・開示を予定していないと認められるもののうちいずれかに該当するもの並びに本契約の内容その他一切の情報をいう。

ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- (1) 開示を受けたときに既に保有していた秘密保持義務を負わない情報
- (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した秘密保持義務を負わない情報
- (4) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (5) 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

(秘密情報等の取扱い)

第2条 発注者又は受注者は、相手方から開示を受けた秘密情報等（秘密情報並びに秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物及び複製物（以下「記録媒体等」という。）をいう。以下同じ。）の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 相手方から開示された秘密情報等を、善良なる注意義務をもって厳重に保管、管理する。
- (2) 秘密情報等は、本契約の締結目的他には使用しないものとする。
- (3) 秘密情報等を複製する場合には、本契約の締結目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。
- (4) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を相手方に書面をもって通知する。

2 開示を受けた者は、これを知る必要がある者に本契約の締結目的に必要な範囲でのみ開示することができる。

3 発注者又は受注者は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務付けられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。

(返還義務等)

第3条 本契約に基づき相手方から開示を受けた秘密情報等は、本契約が満了となった場合、不要となった場合又は相手方の請求がある場合（別の契約等により同内容の秘密情報を得た場合を除く。）には、直ちに相手方に返還又は可読不能状態に廃棄するものとする。

2 前項に定める場合において、秘密情報等が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報等を合理的手段をもって消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に消去すべき秘密情報等が含まれていなかったときは、その旨）を相手方に書面にて報告するものとする。

(権利義務移転等の制限)

第4条 本契約は、開示された秘密情報等に係る何らかの権利の移転（譲渡を含む。以下同じ。）、付与を目的とするものではなく、第2条に定める範囲を超えた秘密情報等の取扱いを、開示を受けた者に認めるものではない。また、本契約は、各当事者に、相手方に対する秘密情報の開示を義務付けるものではない。

2 発注者又は受注者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位及び本契約から生じた権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡してはならず、かつ、担保に供してはならない。

3 各当事者は、秘密情報等の移転、開示、利用に関し適用され得る法令を遵守する。

(免責)

第5条 発注者又は受注者は、秘密情報等について、相手方に対して自ら適切であると考える方法及び範囲にて開示するが、提供した秘密情報等の正確性・有用性等を保証せず、秘密情報等の内容に誤り・不正確その他の瑕疵があったとしても、故意又は重過失によるものである場合を除き、相手方に対しその責を負わないものとする。

(損害賠償等)

第6条 発注者又は受注者は、第2条第二項及び同条第三項に定める者以外の者に相手方の秘密情報等を開示するなど本契約の条項に違反した場合には、発注者又は受注者は、相手方が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、相手方に生じた直接的かつ現実生じた通常の損害を賠償しなければならない。

2 発注者又は受注者は、相手方が、本契約に違反し、又は違反する恐れがある場合には、その差止め、又はその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができる。

3 発注者又は受注者は、秘密情報等を漏洩した場合は、速やかに相手方に通知し、損害の拡大を防止する措置を合理的な範囲で自己の費用により行わなければならない。

(有効期限)

第7条 本契約の有効期限は、本契約の締結日から起算し、満1年間とする。

(有効期限後の秘密保持義務)

第8条 開示された秘密情報等について、別の契約等により同内容の秘密情報を得た場合を除き、発注者又は受注者は、本契約の有効期

限の満了又は本契約の解約の後も、第2条に定める相手方への秘密保持義務を負う。

(協議事項)

第9条本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、発注者及び受注者の間においてその都度協議の上解決する。

(管轄)

第10条 本契約について、訴訟の必要が生じた場合には、発注者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。